

事務事業名	一般住民レントゲン検診事業				担当	健康福祉部 健康増進課 成人健康係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	6	健康づくりの推進				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和26 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	4. 衛生費	1保健衛生費	2予防費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	・昭和26年に施行された結核予防法に基づき一般住民のレントゲン検診を集団検診で行う。 ・地域住民が受診しやすいように、検診車で市内の地区公民館等を巡回する。 ・委託先：栃木県保健衛生事業団								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 30年度実績 ・全世帯に回覧板でお知らせと問診票配布。 ・結核検診として市内全域を集団検診車で巡回。 ・受診希望者が日程を見て都合の良いところで受診。 9日(71箇所)受診者505人 ・【自己負担金】結核肺がん検診：100円 喀痰検査(3回法)：200円 31年度計画 ・実施方法：内容は前年度と同様 ・実施日数：9日(71箇所)	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
	ア 検診箇所	箇所	80	80	80	71	71
	イ 受診者数	人	803	664	626	505	526
	ウ						
	エ						
	オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 40歳以上で事業所での検診を受けていない方	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
	ア 40歳以上で事業所での検診を受けていない方	人	23,301	23,445	23,650	23,760	23,912
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 結核の早期発見、早期治療へ結びつける。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
	ア 受診者数 / 対象者数	%	3.4	2.8	2.6	2.1	2.2
	イ 結核と診断された人	人	0	0	0	0	0
	ウ						
	エ						
	オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 市民が生涯にわたり、健康な状態で暮らすことができる。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
	ア 検診を受診し健康が確認できた人の割合	%	100	100	100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	1,367	1,352	1,095	805
	事業費計（A）		千円	1,367	1,352	1,095	805
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2
		延べ業務時間	時間	215	215	215	215
		人件費計（B）	千円	901	893	892	896
	トータルコスト(A)+(B)		千円	2,268	2,245	1,987	1,701

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・昭和26年に結核予防法が制定され、開始した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・結核予防法の一部改正により平成17年度から対象者が65歳以上になったが、本市では40歳以上の市民を対象にした。 ・結核予防法が廃止され、平成19年6月1日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律(感染症法)に基づき実施。 ・平成30年度から、生活習慣病健診を実施している会場は、結核検診単独検診省き、生活習慣病健診と統合した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・「身近な会場で検診を受けられるので大変助かる」と、高齢者からの声が寄せられている。

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある ・結核検診が早期発見、早期治療のきっかけとなり、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができることにつながるため、市の施策「健康づくりの推進」に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある ・感染症法に基づき実施しており、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある ・感染症法に基づき実施している。 ・厚労省では80歳以上の世代が受診しやすい環境の整備を通知しており、本事業の各地域公民館巡回検診は高齢者が受診しやすさに貢献しているため廃止はできない。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある ・検診日程、問診票を各世帯に配布する他、広報による周知を実施している。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない ・感染症法に基づき実施しているので廃止はできない。 ・厚労省では80歳以上の世代が受診しやすい環境の整備を通知しており、本事業の各地域公民館巡回検診は高齢者が受診しやすさに貢献しているため廃止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある ・最小限度の事業費で実施している
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある ・最小限度の人件費で実施している。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある ・40歳以上であれば市民の全てが対象であるので公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							